

## 公益財団法人高知県遺族会青年部規程（案）

（基本規定）

第1条 公益財団法人高知県遺族会（以下「本会」という）は、青年部を置く。

（名称）

第2条 青年部は公益財団法人高知県遺族会青年部という。

（事務処理）

第3条 青年部の事務は本会の事務局において処理する。

（組織）

第4条 青年部は戦没者の孫・ひ孫、甥・姪及びその子等の遺族と本会及び青年部の設立趣旨に賛同する者をもって組織する。

（目的）

第5条 青年部は、本会の後継者として戦没者遺族の意思を継承し、本会の目的達成に寄与することを目的とする。

（事業）

第6条 青年部は前条の目的を達成するために、次の事項に留意し、本会定款第4条に定める事業を行う。

- （1）部員相互の連絡を緊密にし、青年部の結成充実を図ること
- （2）本会の実施する活動への積極的な参加に努めること
- （3）青年部としての行事及び研修実践を研究発表すること
- （4）青年部役員は部員のリーダーとして、率先して先進地見学や各種事業に参加するなど、指導力の涵養に務めること

（役員）

第7条 青年部に次の役員を置く。

- （1）部長 1名
- （2）副部長 3名
- 2 部長、副部長は部員の互選とする
- 3 部長は本会と連携し、青年部を統理する
- 4 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはこれを代理する

第8条 役員任期は2年とする。

（会議）

第9条 青年部の会議は、部長会議及び総会とする。

- 2 部長会議は、青年部長及び副部長をもって、また、総会は、青年部員全員をもって組織する。
- 3 部長会議は、総会に提出する議案、その他重要事項での審議事項について協議決定する。
- 4 青年部長は毎年1回、総会を招集する。但し、必要に応じ臨時総会を招集することができる。
- 5 青年部長は会議の議長となる。

- 2 議事は出席者の過半数を持って決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 本会の理事及び監事は、青年部長の承認を得て、会議に出席し意見を述べることができる。

附 則

第11条 この規程は平成30年 月 日より施行する。